平成２２年（フ）第３６１号
鹿児島県鹿児島市鷹師２丁目６番20号　レオパレスグリーンエイジ鷹師203号
債務者　守川　裕一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９号
北海道日高郡新ひだか町静内青柳町３丁目７番14号
債務者　高橋かおり（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第４０号
北海道沙流郡日高町字厚賀町87番地の３
債務者　江口　幸代（旧姓名古屋）
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
北海道小樽市梅ケ枝町32番26号
債務者　坂上　弘晃
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１２８号
北海道小樽市新光１丁目28番341号
債務者　小倉　静栄
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第４８号
秋田県大館市字館下55の２　Ａ号鎌田弘子方、住民票上の住所秋田県大館市立花字塚ノ下38番地
債務者　鎌田　政広
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第４９号
秋田県大館市白沢字松原223番地
債務者　福士　友子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第７６号
茨城県潮来市潮来485番地
債務者　大崎　松雄
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第７７号
茨城県潮来市潮来485番地
債務者　大崎　光江
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第５９号
富山県高岡市佐野927番地１
債務者　小板　哲幸
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第７９号
富山県射水市中新湊７番36号
債務者　小林　浩子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第９７号
富山県高岡市石瀬641番地13
債務者　小林　聡美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第９８号
富山県高岡市野村1529番地３　ルミネＴｏｋｉｍａｒｕ１－Ｃ号
債務者　瀧野　雅俊
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１２１号
滋賀県東近江市永源寺相谷町336番地
債務者　木戸口造園こと　木戸口勝弥
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第５８９号
京都市伏見区石田大受町15番地14
債務者　枝　新太郎
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６５０号
京都市南区西九条大国町13番地
債務者　片山猪一郎
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７９４号
京都市西京区御陵大枝山町１丁目８番地２
債務者　小堀　得子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３９号
京都市右京区太秦安井東裏町３番地
債務者　西田　美佳
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係